

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－95）MOX燃料加工施設（1－87）」

2. 日時：令和3年12月20日（月） 15時30分～16時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 須藤 専務執行役員 燃料製造副事業部長 他13名

東京電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル技術G

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料管理グループ マネージャー

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 主任

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

- ・ 令和 3 年 1 2 月 1 0 日

「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	開始しました。
0:00:02	規制庁、清水です。それではただいまから日本原燃のヒアリングを開始しますと本日のヒアリングが例は 2 年 12 月 24 日に申請があった設工認申請について資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:18	タマザキ成長が出席者を紹介しますと本庁会議室からナカガワ、タジリオオオカ、タカナシシミズ
0:00:28	以上になります。それは日本原燃のほうから出席者の紹介と議題の構成の説明をお願いします。
0:00:37	はい。日本原燃の藤野です。またも日本原燃側の出席者ですが、ストウマツダ、それから最終の事務局としてムラノタカハシ、フジノシミズ名目の事務局としてタニグチイシハラ
0:00:52	それから説明者側として、
0:00:56	イナバ佐藤山コマツアイウチ以上でやるの対応いたします。本日説明する資料ですが、画面にも共有しております。不法侵入関係の資料ですね、再処理と MOX、それから安全避難通路再処理と MOX
0:01:13	それから MOX のほうの安全避難通路に関する説明書の補足説明資料ですね、こちらのほうの説明させていただきたいと思います。
0:01:21	それをですね 10 万ちょっとでることになってしまいますが、安全避難通路関係の方から説明を開始したいと思います。
0:01:30	はい、日本原燃西原でございます。それでは安全避難通路でございます。MOX の試料を最初に資料を両方も、12 月 10 日に提出をさせていただいてございます。目標が第 1 回の申請対象でありますので別紙 1 から 6 すべてセットで総取ってますので、MOX のほうの資料で変更。
0:01:50	こちらはポイントを御説明をしたいと思います。
0:01:55	別紙 1 が通しのページで 6 ページ以降についてでございます。こちらは今までお話しを共通化の横断的な指摘事項の対応でもお話をした通り基本設計方針の組み立てとしてまず許可本文を
0:02:12	ベースとして組み立てるところで若干記載を 1 ているということでございます。
0:02:19	はい。あとは 5 分の 4 で 9 ページですね、通しの 9 ページで、第二種が 600 項目ということで照明設備というのを追加させていただきました。こちらの個別項目でそれぞれの設備の基本設計方針を展開しますのは、大部分が安全機能を有する施設の条文で、
0:02:39	その他ということで今後、確か 23 日にスケジュールを提出させていただく資料の中に入れてございますこちらの照明設備については、許可の設備構成に合わせて、この第 2 章個別項目で今回への安全避難通路と関係があるということでこちらに記載をさせていただいているということでございます。

0:02:59	はい。あと、別紙 2 以降は意見を設計方針の修正に伴って青字で修正してご ざいます。こちらにルート 1 件お断りをしないといけないのは、13 ページ以降 の別紙 2 の中で、今基本設計方針として第 1 回の対象範囲が一番左の番号 で一番とか、
0:03:18	ということだけになってございますがこれ先週の金曜日、17 日にお出しをした共 通 6 の改訂版の考え方にも示しましたが、今まで議論幾つかさせていただきました 関連するもので一連の流れとしてやはり本設計方針を語るべきものが、
0:03:38	第 1 回の申請対象としてすべてまでまとめて記載をさせていただこうというこ とで、こちらの番号でいきますと第 1 章の共通項目となっている一番から 7 番ま で、これをすべて今回の第 1 回の対象として基本設計方針を申請させていた だこうと。
0:03:56	ということで整理をし直したいと思います。その考え方にこの資料自体が追いつ いてませんで大変申し訳ございませんでした。そういう形で整理をさせていただ きたいと思っております。
0:04:07	はい。あとは PCI 今後これに伴って修正をしてございますがあつては、20、
0:04:17	7 ページ以降については別紙 6 も第 1 回の範囲ということで今 27 ページにあ るのが一番下の 2 行しかありませんが、大小のものは第 1 回申請範囲として すべて記載をさせていただきますと変更前後のやつはそれに従って
0:04:35	採用町名等を一部変更になるものもあるかもしれませんが一連への訪問を見 ながら、変更前後の書き分けをしたいと思っております。
0:04:44	はい、安全避難通路 0 の説明は以上になります。
0:04:50	あとは補足で安全避難通路の 01 というのも提出させていただきます。いただ いてございますが、こちらの修正箇所は青字で示していただくという大きな点と しては修正はございません。
0:05:04	ただ今後の申請対象として明示する部分、この別紙シリーズの整理もあわせ てちゃんと整理をしなきゃいけないところがまだ十分整理できてませんので、 適切に今後修正をしていきたいと思っております。以上です。
0:05:22	規制庁の谷です。0 からなんですけど、大きなところをまずやって細かなところ は幾らか指摘して適宜見直してくださいねということで理解していただければと 思うので、まず大きなところで 27 ページのところ今や第 1 回時点でどこまで か。
0:05:40	消化というやつで、今回に関しては第 2 条のところ以外はかけますよというよ うな説明があつたかと思うんですけど。
0:05:47	ここの基本的な考え方でまずしっかり確認しておきたいんですけど、いわゆる 地震時の説明だとかはいトモク何とか反映成果がなくて、あと個別の部材と かもなくて個別の設備が主語にやつていうのを除くっていう話だったと思うん ですけど、かなり精度の話はまだわかりやすかったんだと思うんですけど多分 個別

0:06:06	1人が死亡のやつっていうのが多分あるときに、若干、
0:06:09	聞いてたんだと思っていて、ここは今ちょっとそこのカミデどっちに転ぶかっていうところで、もともと書いてあったやつは個別設備が主語になるよう熱何でもかんでも除いてるような形だったんですけど。
0:06:21	先ほどのお話だと、個別設備に近いような手法であったとしても、基本設計方針は基準の適用でかなり上での本当に大まかな基本設計方針確認するLPするために必要になるようなところに関しては第1回申請で書くというのが基本というふうに聞こえましたんですけどそういったようなインチキよかったですかね。
0:06:40	はい、日本原燃西原でございます。すいませんこちらの説明は足さなくて、今おっしゃっていただいた通りでございます。基本的に今考えてますのは、安全に避難できる設計というのをどうやって構成するかということについても避難通路を証明セットで全体の枠組みだという事で基本設計方針としての適合確認をして、
0:07:00	いただく上で必要なのかUO第1回の申請範囲とするという整理をさせていただきました。以上です。
0:07:07	規制庁の田尻です。基本設計方針なのであくまで法人という意味ではないある程度かけるものだと個別設備がないところを書けませんかというのに頑なにやりすぎると、結局設計方針が確認できないんじゃないかという話になり得なアメリカにないと思っているので、基本設計方針を変えた上で添付のところは次回これ飛翔再生日本示しますよという説明でも全然おかしくはないと思う。
0:07:27	いるので、ここに関して言うと基本的に示してという形で説明されたのは理解した上でなんですけど。
0:07:34	はい。
0:07:38	だろう。
0:07:40	はい。
0:07:41	少々お待ちください。
0:07:44	二つはい。
0:07:50	規制庁田尻ですけどえと原電は音声聞こえてますか。
0:07:56	上下2社で再音声聞こえてます。
0:07:59	じゃあ、大丈夫でマスメディアの続けさせていただきます。27ページのところでなんですけど。
0:08:06	代表個別項目というやつがいて、こういった整備を今回確認しておきたいんですけど。
0:08:12	前に大小共通部分に書くものを第2章個別項目に書くものをあと仕様書に書くものや本文事項のそれぞれに何か確認でしたっけっていうのも整理してくださいっっちゃうのは伝えていたところだと思うんですけど。

0:08:24	前竜巻防護設備がいて、一応あいつ巻いても、どっちにっていうところがあるところであったんですけど個別設備に個別項目にかけますよという整理を聞いていって、今回これ照明設備ちゅうやろなんですけど、これは基本的に書かれてる内容っていうのは共通に書かれている内容等をそこまで、対策がないようなレベルのものかなと思ってたんですけど。
0:08:44	個別項目に書くものっていうのはどのレベルをPOSー可能あるできる施設とかそういうふうに関わるものとかそういう経営っていうような形の中周期声はしたんですけど。
0:08:54	結構細かめのものでこういう7ポツにとか照明設備というふうに項目立てて帰ってくるものなのかっていうところはちょっと理解し切れなかったところもあるのでこの部分を説明いただいてもいいですか。
0:09:05	はい、乳井イシハラでございます。今こちらノックスの資料で整理をさせていただきましたのは、許可の本文でですね。成形施設以降の設備の構造を入れ替えているところの登場人物
0:09:23	加工設備本体の構造及び設備8項のところのリクルートし説明設備名で項目は挙がっているものは個別項目としてエントリーをしようということで整理をさせていただきます。そういう意味で非常用設備の中に入っている一部にこの照明設備があります。
0:09:43	ということでその項目が一連の今回安全避難通路との関係で照明設備がこの項目出てきましたが、それ以外の加工の仕様の設備も含めて個別項目として今後23日の出してる安全機能の有する施設の中で第2章個別項目ということで成形施設以降、
0:10:02	順番に個別項目を根部の構成に従って展開をさせていただこうということで整理をさせていただきます。以上です。
0:10:10	規制庁田尻です。今23に示されるような話もあったのでとりあえず目次を1回しっかり示していただいた上でだと思んですけど。
0:10:21	アンリツ、野依実用炉でやってるものが結構細かいにっていうところな気がするけどそこに関しては許可との整合性を図りながらというような説明だったんだと思ってたんですけど、今おっしゃられたやつって共通項目に書く内容トーク別項目に書く内容の要は
0:10:36	記載レベルでいうと例えばとかに関して言うと、個別項目に書かれているのはそれなりに具体的内容と仕込んだとか書かれていたので、まだ何となく理解できるかなと思ったんですけど、今回照明設備に関して言うと、要は共通項目に抱えてるものからプラスの内容っていうのがそこまで得ないんですけどこういうものに関して、
0:10:53	多少内容かぶるような形になっても項目は立てるっていうのがまず基本の方針ですかね。

0:10:59	はい、電源車でございます。今整理の考え方としては、今おっしゃっていただいた通りでございます。当社と設備いい構造及び設備のところに出てくる項目もですね、確かに冷却水設備とか給水海水衛生設備とか
0:11:18	書いてある内容が、そういうほどボリュームない中身もないものもいますけれども、一応許可整合ということでその項目を挙げて展開をさせていただきたいと思ってました。この構成、目次につきましては安全機能を有する施設の別紙テルルシリーズが23日に出るのと、
0:11:36	あとはもう以前お話した共通08一別紙で設工認の補正に向けて確認をしない×いただかないといけない目次本文等を含めた目次を出すのかということの構成の部分を23日同じくお出しをしますので、その中でどういうもの。
0:11:56	基本設計方針できるのかっていうのは御確認いただけるものと思ってございます。以上です。
0:12:02	規制庁田尻ですと23日に出てきたやつってヒアリング一定目指してるやつじゃけ
0:12:12	ちょっとすみませんスケジュールができると思うんですけど忘れてしまって、
0:12:16	はい。ちょっと待ってくださいと言いますか。
0:12:28	規制庁たりですね何か1月6日っぽい雰囲気は一応今引いているオオハシが21月6日ですね。はい。
0:12:38	景況タテウチで等々、
0:12:41	そこっていうのは、二重管できて、そこに1.7にまで書かれてるんですけど、すごい基本的な考え方だけはかかっている費用が出て、
0:12:50	いや、今どうしてなんですけど、24ぐらいの結果をまとめたのヒアリングがあって、そこんところで基本的方針に関わるようなものも結構外部事象とか考え方含めてですけど、なぜこう進歩やつが1回話されるのかなっていうイメージがあって、23に出てくるやつつつうのは、
0:13:07	一応共通と個別に何を書くかってやつねある程度切り離して議論ができるから23提出年明け議論とかそういうイメージということですかね。
0:13:17	はい、人間にイシハラでございます。そういうことで切り分けをさせていただいてございました。
0:13:24	規制庁田尻です。
0:13:27	基本はそのスケジュールで今現在、
0:13:30	理解した上で、23に見てよっぽど中早くっていうときは、24日に聞けばある程度考え方切るということでいいですかねちなみに。
0:13:39	はい、日本原燃者でございますはい当然23兆出してるものですので24日にご質問を確認事項があれば、回答させていただきますと慶長タジリですと、なぜ高さだけの資料を見ながらの基本的な考え方としては許可に合わせながら書きますよっていうところまでは理解したので、

0:13:58	あとは多分 1 コマの物事によって何か記載レベルの差が結構出てくるかなというふうなものを考えて持って行って、この個別項目って設備一覧みたいに見えるところでしたっけ。
0:14:12	日本原燃西原でございます。boxの許可でいく当そうですねする設備の向性んなにが意識とか数とか書いてあったりとかという部分ですね。
0:14:26	共通的なものを言った途切れてくるか発行なので、そうですね。
0:14:32	交換とかの話も含めてとってくださいね。
0:14:37	kPa辺りで大体もどういったふうに考えたって許可のイメージ。
0:14:43	どう実用炉の設工認と違って何か別紙がしっかりしてるとかそういう形でもないので個別項目何かってというのはある程度自由度あるかなと思いつつではあるんですけど、何か余りにも細かいものまで書いてなかったかなっていう気もちょっとするので、依拠する許可堤防という出向かあるのでそれに考えながらってところだと理解したので、そこ。
0:15:03	踏まえた上で 23 出てくる費用が分散していただければと思うのでよろしく願いします。
0:15:19	規制庁田尻です。減っちゃうので、27 ページに関して言うと、まず第 1 回目で御出かけますよ×だけを抱きますよっていうのは基本設計方針の共通部分に関してはその整理で、当共通項目と個別項目の関係だけで個別項目にどの設備まで書くのかって言うところの説明は 20 債権資料見ながらできる
0:15:39	結局は整合考えながらその有効性を考えたんですって言うところまで説明受けたと理解しておきます。
0:15:45	ちょっと細かな話も含めて、
0:15:50	頭のほうから少しだけ確認させていただければと思うんですけど。
0:15:53	6 ページと現在で聞こえてますか。
0:15:57	はい、聞こえてます。はい。帳SD右下 6 ページからなんですけど。
0:16:04	何か言葉がどこっていう話でもないんですけど設工認の基本設計方針の一番最初の文章なんですけどもともとどこっていうのは第 1 回申請の文書切り分けるために無理くり一つの文章を二つに分けたりしてたかなと思っていて、許可本文や実用炉が一つの文章は及びで安全避難通路灯照明とか及びでつないで書いてあるところ無理くり二つに分けたようなことになってると思うんですけど。
0:16:26	第 1 回申請で全部出すのであればそんな無駄なこともしなくていいかなというふうな気がしますのでその辺りは残って記載の整理だと思うんですけどそういった点に関しては、今の整理にあわせて記載を検討いただければと思います。
0:16:39	はい、2 容疑者でございますはい、その通りだと思いますので、整理させていただきます。

0:16:46	景気あたり列で、あと設工認の基本設計方針に係る記載が足りないとか、あとまで言うつもりはないんですけど、
0:16:55	許可の添付の 5 とかに書いてある内容で、例えば 7 ページとかのところ
0:17:02	二つ目のパラぐらいで運転保安灯でSAIに対処する前までの間検討することが可能な設計とするダイヤの粹っていうふうに書いてあったり、他のところも基本全部第 4-1 って書かれてるんですけど、第 1 っていうのか、右下 11 ページで言うと、要は塾期待ですっていうふうに言ってるんですけど。
0:17:21	多分ここに書いてない記載で理由の付け方が雑なん。
0:17:26	これを本部に全部書いてくれるっていうふうに思っているわけではないんですけど、もともと許可のときも添付レベルのところ、そこまで
0:17:35	設計上期待しないでいいものも全部だとそれにプラスアルファで書いてましたっていうレベルのものであるならばもともと添付レベルの記載なので、今回も添付ですって言うてくれりゃいいんですけど、修復してるんですというふうな説明で後々資料残って 10ヶ所がなかったらそんな説明としては足りないものになってしまうと思うので、
0:17:50	瑣末じゃ様々なのかもしれないんですけど、原燃としての整理を残した資料だと思うので、その点はしっかり精査いただければと思います他にもあるんですけど細かなところをうちが全部言うつもりもないので、その点を精査をお願いします。
0:18:04	はい、日本ギリシャでございますはい、ご指摘の通りだと思いますので、ちょっと大分の一応乱用出席というところはありますので、何が重複なのかっていうのも含めて、添付 2 カッコと今後含めて整理をさせていただきたいと思います。
0:18:19	経常足りるをお願いします。別紙 2 から 4 のところに関して言うとべし 2 からほか、
0:18:26	今回のやつで基本設計方針 1 回目のところである程度示すっていう形になったので、記載を記載というのもあるとかそういうところの書き方はいろいろ変わってくると思うのでその点は整理願います。
0:18:39	右下 19 ページで、
0:18:44	単に整理学の話だと思うんですけど青字で今回追加していただいたところで、今回燃料加工建屋に関して安全避難通路に関する適合状況を説明する。なお緊対所は今回対象外ですっていう話なんですけど。
0:18:58	何か同じようなことを多分に限ってて、結局緊対では対象外ですっていうのに欠けてるの変わらない気がするので、それであれば今回燃料加工建屋動向の最初の文章やないかなっていう気もしてかつ、
0:19:09	若干施設としては曖昧なところがあるんですけどエネルギー管理建屋とかも置いたりして補足ではそこが示されているところなんで、実用炉も含めてなんですけど安全避難通路の範囲ってどこなんだろうってちょっと割と何か曖昧なところはちょっとあり得るような気もしているので、何か無駄にこし書きませ

	んよと言っておきながら補足説明資料ということで整合しないのもおかしな気がするので、
0:19:28	記載内容に関しては計算をしていただければと思います。
0:19:33	はい、日本イシハラでございますご指摘の通り国家の添付書類別紙4との書き方もちょっと若干違いますので、ほかに合わせて、本来であれば、なお書きで工事監理示すものだけを明確にすればいいということでそこを合わせていきたいと思います。以上です。
0:19:48	規制庁田尻ですよろしく申し上げます。あと20ページなんですけど。
0:19:53	先ほどのやつで基本設計方針はある程度全部書きますよっていう整理になったときにどこまで書かかって話なんですけど、今非常灯とかの話に関してはこの図面で説明しますよというところは第1回申請でないから、消していると思うんですけど。
0:20:08	今回の基本設計方針は変えて個別の具体的なものに関しては今回御説明ではしませんよという整理になるんだと思うんですけど、ここで説明書のところは、単に記載を削除する形になるのか、それともあと次回ですよっていうところのような文言を書くのかとかそういう整理ってついてますか。
0:20:26	はい、与儀西原でございます。正直なところ今そこまで整理私も頭の整理ができてません。ちょっと今回基本設計方針の範囲を
0:20:36	この範囲と決めたこととあと照明設備の添付書類というのをこの添付書へのリンクも含めて整理をさせていただきたいと思います。
0:20:45	その結果を踏まえてこの記載については、再度見直しをしたいと思います。以上です。規制庁田尻です。本文をどこまでかかったの整理っていうのが統一されてそれに従って書いてしまえばあくまでここは天端説明書レベルの話なので、今後時間に飛ばすものどう書かかっていう整理だと思うので、そこは考え方統一していただいた上でしっかり
0:21:05	展開いただいて、
0:21:08	今時点で何点だとPuつもりも特にないのでちゃんと整理してくださいと中身そこまで影響がどうこう思っていないので、記載ぶりに関してはしっかり精査いただけるようお願いいたします。
0:21:20	続いて、それ帳ですけど右下24ページなんですけど、ここも最後に流れた直してくださいねというところだけお伝えしておく。
0:21:30	右下24ページの下へと事業のところの下三つで色が三つぐらいあるんですけど。
0:21:36	2ポツで技術基準規則54条74条に関する説明の整理は技術基準規則に置き場ないためって言うてるんですけど、その54条低目里30条だったりしますし、4ポツで可搬型照明についてっていうのも規則に要求がないためってですけども別に要求そんな変わるとも思えなくて他に
0:21:54	それに期待するかどうかって言う差だけでしかないと思っているので、

0:21:59	何か一概にも統一するっていうのも確かに重要なのもかもしれないんですけども、とりあえずなんかばらつきがあるからってどういうさえ図られようとしたのかかもしれないんですけど。理由は回答になってないと書かれる意味があまりなくなってしまうので、こういったところに関してもそれぞれ理由がちゃんとあると思っているので、
0:22:15	特に強いね大体 74 条の話っていうのがもともとなくて、54 条から話してそんなに中身が書いてある話でもないの、
0:22:23	それを踏まえて整理されてるような気もしますしノ型照明に関して言うと実用炉だと期待してるものに関してMOXに関して言うと可搬型照明もプラスアルファとして設置をされているもの用意をするものそこに期待しなくても大丈夫だからとかいろいろ資料あるんだと思うので、そういったことがわかるような記載を理由のところに書いていただければなんか技術込まなくていいかなと思うんでよろしくをお願いします。
0:22:44	はい、乳井イシハラでございますが、ここは記載を合わせるというのは、本来の理由として成立する文章書くのが目的ですのでご指摘踏まえて再度整理をさせていただきたいと思います。議長谷ですよろしくをお願いします。そんな危ないですので自分の分析については 01 の本を最初には、
0:23:04	合わせてやってくださいって話なんですけどいまだになんか炊事手当がいっぱいあったりするの、何次何だって話にしても仕方ないんで飛ばします結構きつい自体のちなみにいつまで次何でしたっけ。
0:23:24	すみません日本原燃シミズ率、別紙 3 以降の築地につきましては、第 2 回以降で申請するタイミングでこの別紙の通知文を出そうというふうに考えております。
0:23:35	規制庁かにですね。なぜそういうときって、何か考え方、
0:23:39	に書いてあって今回申請対象が
0:23:42	1 だけ出します次々次々と書かれて、
0:23:45	なんですけど、原燃たまに資料が途中段階で検討しているだけを通じて書いて出してきたりするんですけど、基本今後ついでで書かれてる場合は、今回の申請対象外だと認識施設 1 って書いというふうに思えばいいですか。
0:23:59	日本原燃シェアでございます。ちょっとMOXも含めて第 2 回以降が別紙 1 と 2 だけという構成になりますのでその考え方をちゃんと書いた上で数字ではなく、今回の対象になってないという形で整理をさせていただきます。おっしゃる通り
0:24:15	書いてないからってものができてないから通じていうのと、兜なにおけるかよくわからなくなるのでそこは整理をさせていただきます。
0:24:22	規制庁たりSGよろしくをお願いします都会なんか最初にMOX合わせてやって今一つの場所に集まってみないとしてやってくっていうのである程度改善されていくんだと思うんですけど、あの場所によって記載のルールが違くと、要は

	言葉の意味が違ったりすると、何だってこれっていうのはどうしても出てきてしまう気がするので、その辺りは統一いただけるようお願いします。
0:24:42	01 の話について入らせていただいて、こと最初にMOXの絡みでなんですけど、右下 3 ページのところ行っていただいて、
0:24:51	いごとの安全避難通路についてっていうところで誘導灯非常に 4 行目ぐらいのところ誘導灯利用棟及び非常用照明はディーゼル発電機非常用所内電源蓄電池叩かれてるんですけど。
0:25:05	取出発電機っていうのは非常用ディーゼル発電機のことだろうなと思いつつなんですけど、こういうときなんですけど非常用DGが再処理施設で非常用発電機側も国産のかな蓄電池容量方とかそういう時っていうのは、とりあえずここでは列挙を再処理施設のものなのかも区別したもののなのかわからないけどとりあえず列挙して、
0:25:25	具体に関しては後ろで示すとかそういうルールですかね例えばディーゼル発電機って言われたときにも区数だけとしてみると、あとPTAって話になりそうな気はして、その辺りの考え方がありますか。
0:25:37	はい、日本原電者でございますが、個別の補足説明資料について頭の本部については、今日的に欠けるところが共通の文章として書くそれぞれ別々のものについては小ちゃんと分けた上で書くというのが一般原則だと思っておりますので、
0:25:52	今御指摘の点については一般原則に則ってないと思いますので、そこはすみません、精査が十分でなかったと思いますので、こちらで適切に修正をしていきたいと思っております。以上です。
0:26:04	慶弔た利率ここもどう見せるかっていう話で後ろに具体があればわかるってわかる話なんですけど、特に今回に関して言うと再処理施設の具体学習示されてもない状況なので、何の設備だけっていう形になりかねないかなっていう気もするので
0:26:19	また 2 見せ方かつ設備明確に
0:26:22	明快
0:26:25	続け右下 4 ページなんですけど。
0:26:32	またさっきの 3 ページのところにもあったんですけど、なお書きで再処理施設の避難経路を示した明示した図面についてはっていうような話がかかれていて、ここで再処理施設は対象外というふうに言ってるんですけども久世に関しては一応金対話と次回という整理だと思ってるんですけど。
0:26:47	これってどこまで細かく書きますかっていうところなんですけど、MOXの内金対話と次回でって書くかどうかとかそういう整理ピットをあと 4 ページにも 3 ページの再処理施設は同じような記載が 2 回、1 ポツと 3 ポツに分かれて書いてあったりするので、

0:27:02	見せ方等どこまで細かく学会は細かく書くのであれば正確に書いていただきたくて弱離隔であれば第1回申請の対象施設に関するものについてはとかいってもらえばそれは別に具体のところまでぜひ見に行けばこれが対象ねという特定はできるんじゃないかなという気もするんですよ、別紙2と合わせてみれば、
0:27:19	いう気もするので、どこまで具体化っていうところは御検討いただいて、先ほど言ったように躯体に書くのであれば間違えないでくださいね。
0:27:28	いただき
0:27:30	はい、有意にシェアでございます。ちょっとここはすいません。都市部オオオカの別紙のルールを作っているながら、ちょっと合っていないところがあるのすいません一般原則に今のルールからいきますと、別添添付は本文の一部として構成するので本部で呼び込むと。
0:27:48	別紙はあくまで本文で書いたものを、の結果なりをただ示すだけなので別紙をあまり言う見込まない形で本部個別補足説明資料を構成してたと思ってましたので、ちょっとこの別紙を呼び込むかどうかの考え方も含めて全体含めて整理をして記載の仕方は統一したいと思います。以上です。
0:28:07	規制庁田尻です。立て直してくださいねっていうのが一つと、一応今回は体制見直したりチェック体制見直したり系統の若干の
0:28:17	土地できてなかったんですってやつは、とりあえず今回は7パースなんですけど、上下なりに頑張ってくださいよっていう話でチェックされる方がしっかりチェックしてその方の横断的な話観点でチェックをしてっていうことになっていると思っているので、その点に関しては混交
0:28:33	沢山資料出てくるんだと思うんですけど、そのあたりは精査いただいた上で説明定義だけいただければと思います。
0:28:45	系統たりです、安全避難通路関連は自分からは以上ですが、規制庁側からほかに何かありますか。
0:28:55	コサクです。すいません。ちょっとシステムの都合で途中接続が切れちゃっていたので、
0:29:04	話が
0:29:05	ぶり返してるかもしれないんですけど。
0:29:13	共通00シリーズのほうですね。
0:29:19	もうが再処理の
0:29:24	生産性5については、第2回でということ。
0:29:31	だと思んですけど、
0:29:35	一方で基本設計方針でもう添付書類をつけていただくという話があって、
0:29:41	その書類づくりっていう関係ではどういう作業の仕方になるかと思い、やっぱり
0:30:00	これコサクですけども、これは日本原燃清水です。

0:30:05	再処理施設につきましては、基本設計方針自体も今回第1回申請対象設備に関わるものではないので、基本設計方針、次回の申請ということでちょっと考えてございました。
0:30:19	ですので別紙3本線については、第2回以降で御提示することで考えてます。
0:30:27	規制庁憶測ですごくわかりましたと言いつつ、一方で、本当にそれでいいのかっていう議論はどこでやるんです。
0:30:41	そう。
0:30:42	はい、日本原燃一緒でございます。そこはですねまずどこでその議論ができるのかは、一番早い塗りますと共通ゼロックスを先週の金曜日のさせていただきました共通出るように時々ですね。
0:30:57	第1回の申請範囲の考え方や分割申請でのどのようなものをどんどん開示出すのかという基本的な考え方というのを教徒4と6入れさせていただいてそれが24日に今ヒアリングをお願いしようと思ってたところではございました。
0:31:13	その中で以前RSの関係もあって、どこまで今回の申請範囲するかという話ありました。その範囲の考え方についてはそこでご確認をいただければお渡しとも説明もさせていただければと思ってました。以上です。
0:31:30	はい、古作です。わかりました。低層すると24日にその範囲の考え方を整理してそれに基づいて対応いただくということで、第1回申請。
0:31:45	基本設計方針として申請範囲、第1回の範囲外としたものについては別紙3以降は最初に申請するときにまとめました。
0:32:00	24日の話で少し方針が変わって第1回にこの範囲まで申請しましょうということになれば、別紙3以降を整理をしていくという、先ほどの流れと思えばよろしいですか。
0:32:15	はい、日本原燃石原でございますが、今おっしゃっていただいた通りと思ってございます。
0:32:21	赤い規制庁不足ですごくわかりました。
0:32:24	もう一つ言いますと、タジリの最後の方に話のあった、補足説明資料の記載は
0:32:33	共通方針にのっとって整理をするということなんですけど、これは、
0:32:40	どういうフェーズにあったかというのがちょっとわからなくなっただんですけど、補足説明資料ってこういうふうにも書くもんですよっていうルールはもう固まっています、
0:32:51	そのチェックが今回足りなかったということでもいいんでしょうか。
0:33:00	はい、日本原電シェアでございますはい共通07で、
0:33:05	やったと思うんですけども、補足説明資料の話をさせていただいてますがこれ自体は補足説明資料の抽出の話と、あと補足説明資料自体の構成の話です。その中で本文の中での説明の補足をするものは別添なりテープないということで今後の

0:33:25	構成物として展開をするで別紙については、その本文で書いた設計方針なり考え方に基づいてやった結果を別紙として展開をするというの整理をしてございましたのでそこの関係でのチェックが十分でなかったということだと理解を してます。
0:33:47	補足です。そうすると、
0:33:51	過渡期だからどうこうということではなくて、
0:33:55	まだ十分体制が整えられていない。
0:33:59	実際のレビューの質が
0:34:01	十分でき上がっていないということのような気がするんですけど。
0:34:05	その辺りはどうなってくるのかっていう見通しを教えてくださいませんか。
0:34:13	はい、人間にイシハラでございます。そういう意味では今MOXのほうでいきますと、
0:34:22	ルールに基づくチェックというのを喧嘩業務課長私の部下にやらせてます。許認可業務課がルールとの整合を見た上で、その上で、Review者として名前が挙がっている方でいくとか、かさむさんとかタニグチさんとか、読による誤認かな。
0:34:42	5人の方にチェックをいただいて最終的に私がするという形からすると当然出す前には、上の方にも見ていただくという流れになってるんですが、そのチェックの仕方なりということで第一段階のハードルを許認可業務課がチェック十分でなかったところは、
0:35:02	私がもう一度ちゃんとやり方も含めて指導してやらせるということが必要だと思っておりますので、その改善をしていきたいと思えます。
0:35:14	補足です。
0:35:17	そうですね、これは10日提出資料ってということなんですけど、一陽現況は発火で10日過ぎてると。
0:35:27	ということで、この等価交換の間っていうのは特にそこ今のその体制の状況というのは変わりはなくて、今日その不備があるということを認識したのでこれから是正は図られるってことですか。
0:35:44	はい、人間にイシハラでございます。ああいった今の状況からいきますと、そういうことになります。そういう意味で、当然ながら見ているつもりじゃ駄目なんですけど、見る見方であったり、見る視点であったり、あとは見る人間の配置であったりというのは考えた結果ではあるんですけど。
0:36:02	そこは一度ちょっと体制を考えた上で、
0:36:06	改善していくということを今日から始めていきたいと思っております。
0:36:12	はい、空力です。先ほど名前を挙げられたことっていうの力量あると思えますので、その方々はそのチェックの項目っていうのをしっかり認識をして対応いただければと思うんですけど。

0:36:27	影響から是正だということからすると、これまで提出された資料をどういうふうに見たらいいのかということ。
0:36:36	是正についていつのタイミングで是正するのかということについては、当該資料もヒアリングのときにですね、しっかりと
0:36:47	処理した上でヒアリングを始めていただければ。
0:36:51	いうふうに思いますと言いつつ、
0:36:54	あれですかね、補足説明資料個別のものとして出してるのって、今そんなにはないような気がするんですけど何がありましたでしょうか。
0:37:02	はい、乳井にシェアでございますこの安全避難通路以外で行きますと、外部衝撃初出しとしてお出しをしたものが等価学科同じ火がより前だったと思いますけど出てます。
0:37:18	降水の話とか含めて4件かな、例えば航空機で設計変更した例えば変更があった部分の変更点の影響についてという補足説明資料が出てますので全部で4件が5件ぐらいだったと思います。というレベルの数だったと理解をします。以上です。
0:37:39	はい、わかりました。その程度であれば先ほど申し上げたように、当該ヒアリングでの対応をしっかりと
0:37:47	するように
0:37:49	周知することは可能だと思いますのでよろしくお願いします。
0:37:53	私から言うと、
0:37:59	規制庁田尻です。先ほど調査官の指摘の一つ目の管理、一応確認なんですけど、前までのときだと外部事象は0だったので成果班とか阿蘇の中でどれを抜きましようっていう話あったんですけど、多分、さっき話に出たやつはジョグ丸ごとどこまで書くかはなにかっていう話だと思っていて、
0:38:18	例えば廃棄施設みたいな、今回の申請対象設備明らかになるような出てないけどどうするかとかいうやつと今回の安全避難通路とかっていうなんか若干グレーな位置に行って、建屋に関連づけるっていう中整理をされている気がするんですけど本当にそう説明できるんですけど、なかなかそういうやつとかいろいろいると思うので、
0:38:33	それぞれ技術基準規則の条文がなんちゃウエットな条文があると思うんですけどそれぞれに関してどう整理したのか要はどういうときには全く書かないっていうふうに整理をしたのかルーレット再処理のほうで整理がないんで丸と書いてないっていうのも理解はしているので、
0:38:49	DBのほうの個別の熱っていうのをどう整理したのかっていうのは確認したいと思うんで先ほどの刈羽とほぼ変わってないんですけど、一応念のためということで、よろしくお願いします。
0:39:00	はい、日本原燃西原でございますはい、先ほど申し上げて共通06で呼んでお話をするというのは、今御指摘あった二つのポイントを一つは、条文丸々とし

	て今回対象にするのかしないのか、申請対象設備である燃料加工建屋との関係でどうするのかっていうところの整理と。
0:39:17	来出すとなったときの条文の中の基本設計方針のところまでを第1回の範囲する方両方の視点を書いておりますので、その中で御確認ご議論ができればと思っておりました。以上です。
0:39:31	規制庁たりよろしくお願ひします。
0:39:33	いや、国家に充て避難通路ないようであれば不法侵入の防止のほう原燃から説明があればお願ひします。
0:39:41	はい、日本原燃西原でございます。不法侵入につきましては前回9月28日でしょうか、ヒアリングをさせていただいて、その後で出たコメントを反映した形で12月10日に方針の0001と02というのをお出ささせていただきました。
0:40:00	前回のヒアリングは最初の01のほうで確かやったと思います。データ直したいポイント多くだけご説明します。投資の6ページ以降の6ページからですかね、あの等の解説で臭くコンクリート益金コンクリートづくりの柵等についてはテレ東のか、
0:40:20	ちょっと真ん中ぐらいにあるやつ理由の適正化を図らせていただいたというところはほかのところの適正化が必要なものは変えさせていただきましたというポイント。
0:40:31	あとは、すいませんどこでも同じで見えるんですけど見やすいところで22ページで別紙4の中で3.6の不法な核燃料物質の不法な移動または元が開口への対策という項目を言えなくていいのかという議論がありまして追加をさせていただくということで整理をさせていただきますと。
0:40:51	ということでございます。ストウ。
0:40:54	再処理とMOX両方出してるんですが明らかに二つで違うのは別紙6の
0:41:00	なる。
0:41:02	いいですね、1再処理でいくと30ページMOX側で0002でいきますと29ページになりますが、
0:41:11	これすいません正直前迷って最終的には、今からいう考え方で変更前の書き方を変えています。最初のほうへ変更前に保険のものがあって、セキュリティのシステムセキュリティの関係のものだけが
0:41:28	変更後で追加をされて全体の構成になってます。一方MOXのほうは29ページ見ていただくと全部変更後にしています。この理由はPP規定が今適用されているかしてないかということで変更は変更をかけております。考え方をどうするかで、当然ながら変更前に各号に書くかってのは整理は、
0:41:48	変わってしまいますが、以前あった外部衝撃で電磁障害みたいなものを当然今まで設計としてやってきたんでしようということは当然変更前だよなっていうところ、考え方を同じように整理を例えばするとすると、PP規定に入ることは

	従前から同じように考えていましたということであれば、最初と同じように変更前、
0:42:08	減るのかなと思いつつながら、先ほど言った上で、今のPP規定今現時点でPTが採用されてない適用されてないということをもって、変更前から変更が書き分けているというのが、再処理とMOXの違いになります。説明は以上になります。
0:42:23	規制庁田尻です。今の点から言ったほうがいいような気がするんで今の点でなんですか木製においてなんですか、変更前どこまで書くかってやつで、
0:42:33	設計方針としても決まっていなかったという整理なんですかねPd規定の話は当然あるとは思っているんですけど、そこがないと設計方針もないぐらいの変更前は何もなかったという整理になるでしょうって。
0:42:47	日本原電イシハラです。普通に考えればですよ、表1の不法な侵入を防止するように作りますとかがってというのは当たり前のように変更前やってやることに当然してました設計の中ではということなのでってのを考えたときには変更前にある程度同じようにかけるのかなという思っていたところでした。以上です。
0:43:07	規制庁田尻ですMOXは系統機関のほうの理由がちょっと中途半端なところだったので難しいところあるかもしれないんですけど、基本設計方針で設計方針の話なので、しかも不法侵入の防止とかに関して言うと、そもそも事業規則とかに載ったりながらやらざるを得ないところをだっただけだと思うので、
0:43:27	何でも書けるかという個別設備とかで書けないところがひょっとしたらあるかもしれないんですけど、角形でもの変更前から特に変わってないんじゃないかなという気もするので、何かそのPP規定のやつに縛られ過ぎてもあまり意味もない我々あくまで施設工認の話なので、TPPで整理されてるんだと思うんですけどあまり設工認として設計方針変わったんでしたっけってところ。
0:43:47	に対して答えられるかどうかということになるんですけどそのあたりと考えてますか。
0:43:54	すいません日本原燃の谷口です。実はこれちょっと社内で僕がこだわって変更にかけませんかっていう話をちょっとさせていただいた部分でした。今おっしゃられている通りで、実際にこういうふうに設計をしましょうこういうふうにご覧しようっていうのは別にここに限らず、
0:44:11	すべての設備について、あらかじめ設計をする方針については考えているんだというふうに思いますんで、設定方針を立てて考えていたのであれば変更前で全部書けばいいじゃないかというのも一つの考え方としてはあろうかと思いました。
0:44:28	ただしですねやっぱり今回改めて認可を取ってこういうふうに行っていくんだっていうことを設工認で御説明するんだというふうに思ったんで、活動の先医者さんから御説明中PP規定で今実際にまだ生きていない状態なのに、

0:44:45	それを変更前に書いてあるっていうのはちょっと違和感なんて今こんなふうな整理をさせていただきました。
0:44:52	規制庁の田尻です。
0:44:56	どこまでこだわられるかというところはあるんですけど設計ができ上がってませんのであくまで設計方針をうたってるだけなんで、基本的に認可を受けてから物タテウチ話なんで、設計方針は別に固まっても何もおかしくないと思うつつ、かつ
0:45:11	今後っていう意味で言うと、基本設計方針は一文で書いてあってそれはちゃんと出してくださいって話なんですけど、既認可等この新基準認可との関係で言うと金からほとんど感じなかったけど、実質こういう法人でしたって書いてるところは多々あるような気がしているので、
0:45:26	利用者としての整備っていうのがあるのかもしれないけど、特にここに関して変更前何もなかったっていうのが、PPの絡みとだけで言うと、関係ないんじゃないかなっていう気も若干します
0:45:37	PPとしての運用の話っていうところは決まっていなかったんで運用の部分はかけませんよっていうのはわかるんですけど、これほぼ設計としてどういうふうに防護しますよっていう許可から並びで書いてるとかほとんどだと思っていて、やはりなれば許可に書いてあったのに以降になると訴えなくなるのかっていうところは若干違和感はあるんですけどそういうところって、何か整理されてますか
0:45:56	あくまで上位が許可としてあって、その下に設工認とかPPとか本気度がぶら下がってきているような整理だと思っていて、許可が全く立てなければそういう話でしたっけでも気に入るか時ってコマツたのか。
0:46:11	日本原燃の谷口です。この部分については今の既認可の中では含まれてなかった部分だというふうに認識をしています。
0:46:20	許可のときにきちんとこういうふうな方針にしますということを御説明をして、それをベースに許可をいただくっていうのが手続きになってそのあとの設工認の実際のその設計方針をどういうふうに具現化していくかという、
0:46:38	段階的なその許認可の手続きの中でのことなんだと思いましたんで、実際だから許可がもらえていれば、実際その方針になってるんだから、その方針を書けるだろうっていうのはそれがそうだと思います。ただしそれって、実際に
0:46:55	一度許可をもらった認可をもらっていてその変更で記載をするのであれば、変更前に書くっていうことで構わないかなと思ったんですが、今まで1度も1回ももらっていないところで、かつその既認可の範囲も含まれてないところっていうことだとすると。
0:47:13	ここに書くのかなんていうふうに思っちゃいました。
0:47:17	規制庁谷です。それで今来認可なり許可のタイミングでもはやそこを意識して図面とかも出されているようなイメージがあったんですけどそういうもんでもな

	いですか。今金かに書いてないっていうのは社会的なかつたんだと思っているんですよそもそも気にかかるところで文章ばかりなかつたところが多いはずなので、
0:47:32	休暇からそういう方式許可からそういう方針でしたっていうところでかけるかどうかっていうのが少し気になったんですけど。
0:47:40	日本原燃の谷口です。既許可でいきますと、来島の事故の前に、許可をいただいて、認可も二つほどいただいているという状況でした。その当時そのサイバーテロっていう概念があつたかって言うと、私発電炉にてでも当時戦術的なサイバーテロは関係サイバーテロ
0:48:00	やってないだから再処理もサイバーテロ変更前に書いてないっす変更前に書くっていうのはサイバーテロ以外の話。
0:48:08	はい。それでいきますと、来許可の段階でも、実際にその人の不法侵入させないですっていうことの更新は考えていて、そういうふうに許可をいただいているんだというふうに思っています。
0:48:22	これなのでそれでいきますと、許可をもらっていれば、次の設工認を出すときに、方針があれば変更後にかけるのかっていうことにならないかなっていうことがちょっと心配になりました。
0:48:34	規制庁谷です。何で今回がすごく特殊だというふうにさせていただくつもりで既認可の心で基本設計方針っていう概念がほとんどないので、600の書いてなかつたと思っていて、認可のタイミングで今今回綺麗にして元から変更前考えた設計方針の変更後の設計方針を今回書かれる形になっていて、
0:48:53	変更ほうに詳しく書いてる時変更前に何も書かないかっていう等変更前ばそこを意識しましたって言ったならある程度お詳しく目に書くように今なっていると思っただけです。だから再処理とかに関しても別に戻ら錦これ書いてあつたっていうよりは、こういうことを意識しましたっていうの文章
0:49:09	変更この記載に合わせながら変更前に書いてるんですけど、そこは否定してないと思っていて、外部事象、外部衝撃の話とかも含めて実績に来認可の設計方針として書いてなかつたやつも変更前として書かれていると思っただけです。だから再処理とかも含めてだと思っただけです。
0:49:25	そこに関してっていうのは考え方って同じですか。
0:49:31	はい、日本原燃の谷口です。実際に来許可のこの先認可できんかの中での文章として明文化されていない内容であつたりとか、実際そういうことを考えてやりましたということが各
0:49:48	変更前に書くんだったっていう整理で、それを私も理解をしているつもりです。思ったのは、一定のその線引っていうか整理として、マニュアルなりその規定なりそういったものにきちんともう規定されて運用されてるっていうことがいえるっていうのは、変更前に書いてもいいのかなっていうふうに思いました。

0:50:07	今回のやつはそういったものが今まだありませんので、だとすると、ちょっとそこは線引になるのかなっていうふうに思いました。
0:50:14	規制庁大量コサクです。ごめんなさい、タジリさんごめんなさい、古作ですけど、
0:50:20	ちょっと整理をしないといけないなと思うんですけど。
0:50:24	キリンかっていうことにこだわられこだわられてるんですけど、タジリの言うように、既認可でどこまで書くことにしてたかって言うと、こういう一般論について必ずしもこれまでも書いてなかったと。
0:50:40	いうところがあって、元の前の制度の時に書かなかったものっていうのをいつ申請認可されたものと思うかと。
0:50:51	いうことの話なのか、或いは、
0:50:57	元の制度のときに、そもそも申請書に書くべきものであって、それがまだ工事会だったので申請されなかったものと、
0:51:06	いうものとはちょっと意味合いが違うと思うんですね。
0:51:11	その内訳をまでちゃんとしていただきたいということだと思います。
0:51:15	特に今話をしている基本設計方針っていうのは、
0:51:20	C認可体系では、
0:51:25	明示的に書くことになってない部分。
0:51:28	主要表の中にちろちろ書いてある部分もありましたけど、
0:51:33	共通として書くということはやっていなくて、
0:51:36	それが荒戸の制度の時に入ってきたもんだから、どうするのかということなので、その点については、タニグチさんの心配っていうのはちょっとまだ整理ができてないところなんじゃないかなと思っています。
0:51:49	じゃあどうするかといったときに、基本設計方針というのは基本的には別紙1で書いていただいている通り、許可との整合といったところはあるので、許可との整合の範疇の中で、
0:52:06	各内容っていうのは、
0:52:10	音とか現行制度等、金融機関の制度って考えた場合に、平均化のときには書くことになってなかったけど、現行の制度であれば、初回に書こうというのが基本。
0:52:23	なのです。そうするとすでに既認可で幾つかやっているということからすれば許可成功で基本設計方針に係るものと、
0:52:33	いうものについてはすでに認可をされているべきものであって、それについては暗黙知として
0:52:43	事業者側、詳細設計の基本設計方針として整理されているものと、
0:52:50	ということと理解できるだろうと思っています。なので、結局はですね、新基準へ新規制基準のときの変更許可の前に余っているか許可に際しての補正で変更前後を書いていると思いますので、

0:53:09	それで変更前で書いたものというのは、認可においても変更前と。
0:53:15	いうことであっていいだろうっていうことになると思います。結局どういうふうに見えるかということと言うとですね、とかでも認可でも変更前後で新基準適合の対応として追加したのはどこだと。
0:53:29	いうことが見えるようになるということで、
0:53:34	意味合いとしては理解はしていけるんじゃないのかなと。
0:53:38	思ってますってMOXの場合はそうは言ってもさすがにここは次回でまだ申請しなかったんですっていうのは、
0:53:47	しょうがないんだろうなと思うんですけど、それがその基本設計方針としてどうかあり得るか。
0:53:52	いうことを整理をしていただければと思いますけど、ここまでで、
0:53:56	少し論点っていうのをクリアになったでしょうか。
0:54:00	はい。日本原燃のタニグチですがおっしゃっていただいたこと、あと、わかりました。私ですねをもっててこだわっていたのがですねその既認可。
0:54:11	経営人がですね速記認可の中に書いていたか書いてなかった既認可の半やったかなかったかっていうことをちょっと思っていたんですが、今回ね、今、別紙として整理をさせていただいている中に、
0:54:26	共通的な項目で1回にかけてやつは全部書きましようとか前に載せましようっていうのが既認可のときにも何も書いてなかったけど、1階に全部それを寄せたというふうに前提になったらどういふふうに書けますかっていうことなのかなと思いました。
0:54:43	だからそれでいくと、この工法診療の話も従来から想定をしていた内容っていうのは、変更前に書きましようっていうことでいけるのかなっていうふうに思いました。
0:54:54	工業申請をしていく中でですね、MOXの申請の中では一向新規、2項変更該当するものが出てくると思っています。笹波一考新規のやつなどに変更前に書いてあるっていうのはちょっとちょっとそれがまずいかなと思ったんでそこは
0:55:14	整理をちょっと考えたいなと思いましたが、2項変更で出ていくようなものについては、あらかじめの考え方があった上で、今回変更させていただきます。なので、そこを金切り欠き許可の範囲として考えていけばいいのかなっていうふうに思いました。
0:55:33	はい、古作です。それですね、今、1項変更のときにどうするかっていう話もあったんですけど、それも変更前にもあり得るんですよ。結局／分割申請とは言ってもその時の分割の仕方として前回書いてはいないけどと思えばそこもそれでいえるって、
0:55:55	そのあたりも含めてですね、

0:56:00	<p>どういうものをどうして行くのかという、ちょっと概念を整理をして話をしておいたほうがいいんじゃないかなと思いますますじゃないと、この資料のつくり込みというのも結構何度もやり直したバラバラとそれぞれの条文でってことになっちゃうので、</p>
0:56:18	<p>整理をしていただいたほうがいいかなと思います。そうすると、24日のヒアリングで共通040かというところの話をして第1回申請の考え方と、</p>
0:56:33	<p>というようなことはあると先ほどお話がありましたので、</p>
0:56:37	<p>その際に今口頭でも少し話をしていたがいて、</p>
0:56:45	<p>この議論というのが整理をしていけるように暮らしてその上で、資料修正をして確定をしていくということかなと思いますけど、進みとしてはどうお考えになりますでしょうか。日本原燃者でございますはい、</p>
0:57:02	<p>今の部分、いろいろお話をいただいた部分タニグチの方から話した部分も含めてちょっと整理をさせていただきます確かに各条文に作ってもらう時にですねこちらからオオオカお話をさせていただいているのは、確かにMOXばい菌以下4回に分けて2回分しか認可を取ってませんが、</p>
0:57:22	<p>その時点でもらってる許可の範囲で、そもそもどういう設計をすることにしてたのかという考え方もあった上で変更前に何が書けるかというのは整理をするんだというふうに言ってます。これそれは、</p>
0:57:37	<p>購入なり何なりに明示してなくても、通常の設計をやるのであれば当然こういうことが考えてるでしょしくは再処理がもともとあってもクソそのあとにつくるときに、敷地データとして考えている設計と変わらないでしょうということであればもともとから当然それは設計のベースとして考えているものがあるのであれば、同じような展開でしょうと、それは、</p>
0:57:57	<p>変更前いい加減じゃないかというのも含めて整理をさせていただこうということでは言っていますので、ちょっとその考え方の紙に起こしてなり、御説明をできるようにしておきます。はい。</p>
0:58:15	<p>はい、細田ですよろしくお願ひしますタジリさん、すみません途中で遮ってしまいましたけど、まだクリアになってないところとかがあればよろしくお願ひします。景況タジリレターの補足いただきありがとうございました堂々めぐりしてしまってたんでありがとうございます。今の整理をお願いしたいのと、あと、</p>
0:58:31	<p>それで次6ぐらいでそんな重たい話じゃないんですけど、最初のほうとかでちょっと聞きたいのが2ヶ所だけあったんでさっき最初に述べ記録だけなんですけど。</p>
0:58:40	<p>30ページのところで、</p>
0:58:43	<p>変更前と変更が抱えていて変更前のところで、核物質防護上の措置が必要な区域についてっていうやつが変更後だと消えるっぽいんですけど、これって何か変わったんですって。</p>

0:58:59	日本原燃のアイウチです。もともとPP規定に定めて管理していったところに関しては変更前については、あくまでPP区域
0:59:12	に各質問じゃ措置が必要な区域に対してそこを核物質防護規定で運用定めてやってたと。それを変更のものを見ると、このなんですかね、あの範囲が広がるということになりますので、それでこういう
0:59:28	修正をしたということになります。以上です。
0:59:31	生協タジリです。
0:59:33	入って何か変わったんでしたっけ、これっていうのは、持ち込み管理とかの話ですよね。
0:59:42	あんまりすいません細かなCDP引っかけりそうだったらマスキング的するんですけど、何か変わるもんでしたっけ今回
0:59:50	裁判で今回のやつで変更のところで情報システムとかサイバーテロ系は当然増えたんで変わっているっていうふうに認識しているんですけど。
0:59:58	核物質防護量措置が必要な区域についてというのは、いやそもそも変更前中そこまで書く意味があるのかっていうところもちょっとよくわからなかったところがあるんですけど。
1:00:13	。
1:00:15	日本原燃のアイウチケース変更前の方のこの記載がちょっと不適切だということなんで、ちょっとここを修正してまたお見せしたいと思います。以上です。
1:00:25	規制庁谷です。不適切というよりは、何か変わったんでしたっけっていうところをちゃんと説明してくださいねという話なんで言われた変えましたというよりはちゃんと整理して説明いただければと思います。あと同じページのところで平衡がどこで一番最後の文章で共用の話が書かれてるんですけど。
1:00:42	これは共用の話っちゃうのは関係しているという、昔からあったような気もするんですけどこれは変更だけにしたっけ。
1:00:58	すいません。日本原燃清水です。おっしゃる通り廃棄物管理施設との共用という意味ではもう従前からやってる話ですので、変更ではなくて、変更前のほうに当分書くのが適切です。
1:01:14	規制庁田尻です。特に再処理施設の方なんですけど。
1:01:19	昔から供用してるやつと目標と今回プラスアルファ許可変更して共有線とかがいろいろ今管理とも追加教育施設みたいかもしんないですけど、追加で共用しテスト昔から許容してるやつとか、
1:01:31	変更前から変更後かっていう話だけではあると思う。
1:01:34	ぜひお願いいたします。
1:01:40	規制庁田尻です。D層のまま進めて0程度市立方針-0002かせていただいて、
1:01:49	細かな話は停滞してくださいねっていうところではさせていたたくんですけど。

1:01:56	さっき安全避難通路で言ったように、前後のところのマークの書き方とかダイヤ何番とかあと例えば8ページのところであの点5のところで手順等意識廃炉塗らずにやってこれが7ページの一番下のこれらの運用核物質防護規定に定めるか定めて管理するっていうと、
1:02:16	どう同じTBのられないかと思うんですけど。
1:02:19	まさに待機合わないだろうっていうところかもあったりするので、大量塗りとか番号の期待とかに関してはできる整理をいただければと思います。あと、
1:02:30	7ページの一番下のところに書いてあるこれらの運用核物質防護規定に定めて管理するって言うんですけど、ここで言うこれらの運用っていうのが前に運用の話が出てこない気がするんですけど、これは、
1:02:42	対策とかじゃなくてこれらの運用の話なんだっけ。
1:02:46	負荷のこれらに係る運用とか何か言葉が違うような気がするけど、これらの運用でどこを指してるんでしたっけ。
1:02:55	日本原電シェアでございます。ちょっと明確にしないといけないと思いますけど重視だったり関心あと身分確認で頭からこれそれぞれ運用的に管理しないといけないようなものっての全部さしてPP規定で管理するって言っていると思いますんでそこがちょっと一対一の関係ではないですけどそこは明示的にわかるような整理をしたいと思います。
1:03:16	経常タジリつの書き方だけだと思うので。はい、整理だっていう言葉が読めるようにしていただければと思います。
1:03:24	データを今日添付のほうって18ページのほうなんですけど。
1:03:29	これも1例としてなんですけど、今、18ページのところで日報つうところがあって、当発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域をチェックし、核物質防護対策としてやって各防護対策として
1:03:46	本文のほうで言うと、6ページから6ページに書いてあって、ここに関しては一番最後に核物質防護規定についていうふうにスケートかぶるん出てきましたと書いてあるんですけど。
1:03:57	これ添付で核物質防護規定に基づいてパツてかかわらなくなっちゃってるせい。
1:04:03	そうすると書かない理由がなくなっちゃうんですけどそのあたりとか、要は本文と同じ理由で削るっていうのが使えなくなっちゃってるような気がするんですけどそういったところとかで審査されてますか。
1:04:16	はい、表現者でございます。精査してますって言いたいところなんですけど、今のご指摘踏まえると、精査が十分できてないと思いますので、ちょっといま一度チェックをします。すいません。
1:04:28	規制庁田尻です。
1:04:31	添付でもちゃんと理由を確認してくださいっていうだけなんで比較して帰るんだったら理由を考えてその理由がちゃんとあるかどうか本文ときに同じような記

	載だったら大丈夫じゃなくて本文時と構成書いてあるんだったら同じ理由が使えなかったりするんで、
1:04:46	あと 18 ページ、これまで許可からなんで天津公務員もしづらいんですけどMOX燃料加工してる人な人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動または妨害破壊行為っていうふうにして、
1:05:01	なんか及びがないような気がするんですけどこれってどれとどれが並んでるんでしたっけ。
1:05:18	日本原燃白尾でございますはい、そうですね、今日の不法な侵入等、あと核燃料施設等の不法な移動等妨害破壊行為は多分セットで三つが並行で並んでると思うので、及びをどこにいるかも含めてと整理をしたいと思います。
1:05:35	規制庁田尻です。並びに側及びなのか、後ろのまた及びなのかどっちかちょっとわからなかったんで、ちょっと
1:05:43	0 だったので、あまり中、
1:05:45	長いいずれところもちょっとあるんですけど言葉の適正化だと思うので、その点はよろしく願います。
1:05:53	はい、日本語としてちゃんと水路に結構しますすいません。はい。
1:05:58	当までちょっと戻っていただいて 7 ページなんですけど。
1:06:05	結構 2 の今日的法人の一番上のところで施錠管理により動向ティアツとところなんですけど。
1:06:12	これ多分炉はどっかから書いてないようだった気がするんですけど外れるの記載を踏まえ、現実の設置許可にそっちを展開する形で記載したってやつなんですけど、農協から変えていた話なんですけど。
1:06:28	再処理MOX数も何かいろんなところつなぎ合わせれば読めるかなと思うところであるんですけど、これ、いろんなところをつなぎ合わせたとっておけばいいですかね、施錠管理とかっていうのも何か単語として何かいろんなところに出てきてきはするんですけど。
1:06:44	はい、右にシェアでございます。はい。
1:06:48	もう一つは、
1:06:50	前許可ん時ですかね、不正アクセスのところでも同じように情報システムの操作についてはちゃんと施錠管理しますとか、機構ちゃんと特定してありますとか許可段階確か説明をしていたと思うのでその範疇かと思いますが、どこ紐付けるかですなあとI
1:07:10	9 条タジリス右下 6 ページの下の添付 6. . の(17)安全設計とかで施錠管理とか、またもとが出て、
1:07:17	なぜ躰踏まえて変更しましたっていうよりはもとからある文書のつなぎ合わせて作ったというふうに思ってくれるには新しく部長を追加しましたっていうのは無理に合わせる意味があるのかとは思いますがもともとからある文書でも飛ばして説明していた内容をルールに合わせて書いていただいてもいいですかね。

1:07:34	海丘原因者でございます。前回御説明した基本設計を組み立てできますと、従前許可に書いてあったものを基本設計方針としての体裁 2 としての記載を見ながら招いたということですね、適正化を図ったという範囲だと思います。
1:07:52	はい。規制庁田尻です。
1:07:54	わかりましたので、あと中身ではないんですけど
1:08:00	マスキングに関わったら消していただき、
1:08:03	けど、
1:08:04	マスキング
1:08:06	航路のほうつけるんですけど。
1:08:08	何か満遍なく比較された形でなんか出されるとマスキングの意味があるかどうかよくわからない。
1:08:16	要望があったら裕度検討いただければと。
1:08:18	まず、
1:08:19	ちょっと
1:08:24	真横に比較して何か片方だけ書いてないような形だったんでその辺りは建てます金額
1:08:33	はい、右にイシハラでございますはい、承知しました。
1:08:37	規制庁田尻です。あと細かな話とちょっと考え方を聞き忘れたような気がするというかやっぱり確認そこだけは進んでいってないんですけど、23 ページのところ行って、
1:08:48	まだどうでもいいやⅡ投資系は6ポツのところ、資機材重く制度化後述または特定廃棄物管理施設続けてですけど、これも再処理施設ですよ。
1:09:01	違います。
1:09:13	規制庁たりですと多分再処理施設及び管理施設と共用する場合はMOX燃料加工施設の安全性を損なわないだと思つので最初のほうはどこMOX施設等管理世界といったような気がするんで、
1:09:25	最初の23ページと全く同じ記載で最初の方が抱えているんですけども違いますよということで適正さしてください。
1:09:34	はい、右にイシハラでございます。はい、申し訳ございません。はい、チェックをもう一度させていただきます。
1:09:40	時店長たTs後を23ページで前まで聞いた気がするんですけど、情報システムセキュリティ計画の話で結局どういう整理するんですしたっけ。
1:09:51	詳細内容を示しているために期待しないっていうやつで、前は何かPTができるまでかどうこうっていう話があったような気もするんですけどあそこって結局どう整理されたんですっけなんか方針だけなかけなかけないみたいな話もあったような気がするんですけど。
1:10:10	日本原燃のアイウチです。

1:10:12	ここの更新、それと私の記憶だと、前回、その認識は束を捨てないと思うんですが、ここに関しては、情報システムセキュリティに関する計画自体が、
1:10:27	ちょっと核物質防護上の情報をニート回答思想設置しますので、それで記載の程度としましてはこの提出をされてるということになります。
1:10:42	以上です。
1:10:43	規制庁田尻です。計画面めますよっていうところまでの記載にとどめて若干議事録を細かく書いてるけど、そこを書き過ぎなところもあってもとからTBのレベルでしょっていうことをですかね。
1:10:57	日本原燃アイウチですねその認識で結構です。規制庁田尻です。若干確かに細か目の内容からの崩壊だったりするので考え方は理解しました。
1:11:06	その他不法侵入防止に関して、結局わから何かありますか。
1:11:20	規制庁田尻です。なさそうであれば、避難通路も込みで、と原電が確認したいことでそれがなければ今日の振り返るようお願いします。
1:11:36	迂回人間にイシハラでございます。こちらから確認をしたい事項は特にございませんので、安全避難通路をコヤマ全体としてはJの最初の部分の第1回の範囲というも含めた全体の第1回の申請範囲をどうするかという考え方の整理の24日に
1:11:55	議論確認をさせていただくということがまず一つありましたということです。あと徹底的に基本設計方針の記載の中で、許可から及びつないで変えてたりするところですね、そういったところはちょっと許可の整合というの観点も含めて、
1:12:13	今回、第1回の申請範囲共通項目全部ということであれば文書の適正化が必要ではないかというところは修正案を踏まえて考えたいと思います。
1:12:22	あと別紙1の中でいきますと代目の位置で重複記載としているところは本当にそうなのかという理由も含めて、精査をさせていただきます。
1:12:34	はい、担当大臣賞の個別項目をどこまで書くのかについては23日にお出しをする資料で1月に確認を24日に必要であれば当然ながら内容については、
1:12:50	確認を事実確認をさせていただければというふうに思っております。
1:12:55	はい。あとは点け名刺4の記載のところは、他の拘束別紙4で書いている添付書類の記載のリード文のところなんですね、そこは精査をして合わせにいくということと、
1:13:10	野党器具設計方針で第1回共通項目全部等ということにしたときに添付書類側の発電炉との比較のところの前が対象にしている部分をどう展開するかという整理をさせていただきますというのがあったという記憶をしています。
1:13:26	はい。そんなところですかね避難通路は、
1:13:32	はい。だから、先ほどの範囲で修正をさせていただきます。
1:13:37	経常立入基本大体ガタガタとっていて、基本的なんですけど、細かな文言の精査とカーナビをとるのかもはや当たり前の話が出て流量なんで流量のほう

	でしっかり精査してくださいっていうのが基本なので、幾らかかる容積もしましたけど、
1:13:54	体制整えられているような人の目で見られるんだと思うんで、しっかりそこに限る精査してくださいねというのがコメントですとあとほか来後 5 としては第 1 回申請にどこまで書くのかってやつと共通ルールの個別にどこでどう書くのかってゆうやつは、23 提出 24 ヒアリングのところいろいろな持ち込ま 24 ミリできるかどうかは資料見てきます。
1:14:14	だけど、やっぱり持ち越されたと思ってるのでといった点は大きな話かなと思うので他への展開の可能性とかもいろいろあるところだと思うんで、しっかり整理いただければと思います。
1:14:25	はい、ありがとうございます。そうは不法侵入は馬変更前後の別紙 6 が一番大きかったところかなと思いますので、あと体裁であったり吹き出しの
1:14:40	日本語の書き方については体協議論方の御指摘いただいた部分含めて全体見て、精査をさせていただきたいと思います。
1:14:49	はい。以上です。
1:14:51	通常のリースが 2 連話だと思うんでよろしくお願いします。傾注か弁護を通してほかに何かありますか。
1:15:05	はい。規制と飛び出数なんかそうなので、これでヒアリング終了したいと思います。お疲れ様でした喜ん停止します。